

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会 地域福祉権利擁護事業助成金実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、伊達市に居住するおおむね65歳以上の日常生活に不安のある高齢者、虚弱高齢者、認知症の症状がある高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等が地域福祉権利擁護事業を利用する際に、その利用料の一部を助成することにより、事業の円滑な導入と当該世帯の経済的負担を軽減し、利用者等の在宅福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会とする。

(助成対象及び助成額)

第3条 この事業の助成対象は、地域福祉権利擁護事業による利用契約を締結した者とし、助成額は、地域福祉権利擁護事業契約による月額の利用料の半額(100円未満切り捨て)とする。

(助成の申請)

第4条 申請は、地域福祉権利擁護事業助成金交付申請書(様式第1号)と基幹社協である福島市社会福祉協議会からの請求書等の写しを伊達市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)に提出して行なうものとする。

(助成の決定)

第5条 会長は、前条に規定する申請があった場合において、内容を審査し、相当と認めるときは、地域福祉権利擁護事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により助成額を支給するものとする。

(助成の返還)

第6条 会長は、不正な手段により助成額の支給を受けた者がある時は、その者から支給額の全額または一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。